

江東区議会政治倫理に関する検討会記録

1 日 時 令和5年11月28日(火)
午前11時00分 開会 午後0時27分 閉会

2 場 所 第1委員会室

3 出席者

(1) 議 員 () は欠席

◎ 山 本 香代子 (議長)	○ 徳 永 雅 博 (副議長)
古賀 じょうじ	さんのへ あや
川 北 直 人	吉 田 要
石 川 邦 夫	大嵩崎 かおり

(2) 事務局職員

事 務 局 長 原 俊 二	事 務 局 次 長 栗 原 真 一 郎
庶 務 係 長 藤 田 京 子	議 事 係 長 岩 瀬 規 恵
調 査 係 長 若 林 克 彦	庶 務 係 員 田 中 直 輝
議 事 係 員 藤 井 真 章	調 査 主 査 野 村 領 作

4 議 題 等

(1) 協議事項

- | | |
|-------------------------------|----|
| ① (仮称) 江東区議会議員政治倫理条例について…………… | 1 |
| ② その他…………… | 28 |

5 会議内容

別紙のとおり

6 提出資料等

- ・資料1-1 (仮称) 江東区議会議員政治倫理条例 (案)
- ・資料1-2 政治倫理条例案に対する課題整理表
- ・資料2 政治倫理条例の条文構成に対する検討項目

午前11時00分 開会

◎開会の宣告

○山本香代子会長 それでは、ただいまから、第6回目の政治倫理に関する検討会を開会いたします。

◎協議事項1 (仮称)江東区議会議員政治倫理条例について

○山本香代子会長 では、早速議題に入ります。

本日、2点の議題がございます。それでは、協議事項1の「(仮称)江東区議会議員政治倫理条例について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局次長 それでは、議題1、(仮称)江東区議会議員政治倫理条例について御説明いたします。

前回10月27日の検討会において、政治倫理条例に盛り込むべき項目や項目ごとの課題について、意見が分かれている項目については、引き続き協議をすとのまとめになっておりました。前回の検討を踏まえ事務局にて資料を整理いたしましたので、御説明いたします。

恐れ入ります、まず、資料2を御覧いただきたいと思います。

こちらは、意見が分かれている項目について、条例に盛り込むか否かを引き続き協議するため、前回の検討会資料を一部修正した資料となります。変更箇所ですが、3ページ最下段に記載の誓約書につきましては、条例に盛り込まないこととなりましたので、その旨記載をしております。なお、黒い太枠で囲った項目が条例に盛り込むか否かを引き続き御協議いただく必要がある項目となっております。

次に、資料1-1を御覧願います。

こちらは、前回の検討会でお示した条例案のたたき台に協議が必要な事項を追記した資料となっております。資料の見方といたしまして、文字を四角く囲った部分は、引き続き削除するか、変更するかなど協議が必要な項目で、下線部は追記等を行った箇所となります。

それでは、資料について御説明いたします。2ページを御覧ください。

第5条第1項第3号は、職員の採用等に不当に関与する行為をしない旨の文言を、

こちらを削除するか否か御協議いただきたく考えております。

続いて、第5号は、人権侵害の禁止という内容に名誉毀損行為の禁止を含めておりましたが、前回、改めて別項目にすべきとの要望がございましたため、改めて第6号として、名誉毀損行為の禁止を追加し、別項目とするか否かについて、今回この資料に基づき、御協議いただきたく考えてございます。

次に、第6条第1項第1号は、請負の定義として、区に対し請負をする法人等にするなど、限定的にするのか否かについて意見が分かれておりましたので、こちらを御協議いただきたく考えております。

第7条第1項は、区民の調査請求に係る人数について、御協議していただきたく黒丸で表記をしております。

続いて、3ページを御覧願います。

第7条第4項の調査請求できる期間について、また、第8条第2項の委員の構成について、また、第9条第5項の審査付託の日から審査結果の報告までの期日については、後ほど御協議いただきたく黒丸で表記をしております。

続いて、4ページを御覧願います。

第11条第1項は議会の措置について、条例に明記するのか、規程に明記するのか、明記せずに、例えば審査会等で決めるのか、御協議いただく必要があると考えてございます。

続いて、資料1-2を御覧願います。

こちらは、前回の検討会で示した課題整理表をベースに、各会派から出た意見を四角く囲わせていただき、追記した資料となっております。

それでは、項目ごとに説明いたします。まず、兼業の報告義務については、資料1-1でも触れましたが、区と関わりのない企業等の役員となった場合も報告の対象とするのか、兼業報告書について、区民が閲覧する方法をどうするか等々を御協議いただく必要があると考えております。

次に、住民・議員の調査請求については、住民の調査請求人数をどうするのか、請求の期限を設けるのか、設ける場合は期限をどのように設定するのか等を御協議いただく必要があると考えております。

次に、政治倫理審査会につきましては、審査会委員の人数及び構成と決定方法をどうするのか、審査会は臨時型か常設型か、審査期日は何日とするかを御協議いただく必要があると考えております。

最後、議会の措置につきましては、措置の内容を条例または規程に明記するのか、あるいは規程にも明記せず、審査会などで決定するのか、また、措置を明記する場合には措置の種類をどうするかというような課題がございます。

なお、前回、その他議長が必要と認めた措置を入れてはどうかとの御意見もございましたので、他自治体でも規定している例があったため、参考に⑤として、今回改めて記載をさせていただいているところでございます。

資料1-2の説明は以上となります。

全ての資料の説明、事務局からの説明は以上でございます。

○山本香代子会長　ただいまの事務局からの説明のとおり、前回の検討会において、各会派からいただいた意見を基に、引き続き協議が必要な事項について資料を準備いたしました。

本日は、まず、資料2の意見が分かれている項目について御協議いただき、その後に資料1-1及び資料1-2の条例案と課題について、協議を進めていきたいと思いますが、そういった方向でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長　そのように進めさせていただきます。

それでは、資料2、各会派の意見が分かれている項目について、御協議をお願いいたします。

まず、⑤の道義的批判を受ける寄附のほうの自粛に関して、前回と何か変わった会派はございますか。ないですね。歩み寄ることもなかなか難しいということでございますね。何かほかの会派は、何か御意見ありますか。

○石川邦夫議員　様々、今回6回目でありますけども、内容的にはすり寄れるか、寄れないか、寄れないところがあると平行線ですと協議が進んでいく形になるので、江東区として、今、非常に政治不信のこうした状況の中では、ぜひ政治倫理条例に関しては、早期制定を目指していくべき、こうした状況の中で、今後もいろいろな形で、

政治倫理条例に関しては議論も、現実、決まってからも、現状としては、議論を進めていかなければいけない、こうした状況を考えていくと、広い範囲で最初から設定をして、それを変更で、改定ですぼめていくというのはあまり考えられないことを考えていくと、現実、できれば狭い範囲で行い、今後それを、内容に関しては拡充をしていく方向で考えていくと、現実、平行線ですと行くよりかは、そうした、どうしても歩み寄れないものに関しては、今回は削除して、今後入れていくかの議論を、制定してからでも議論を続けていけるかなと思っておりまして、最初から広くとって、後で、改定で狭めていくというのはあまり考えられない。どちらかという、狭いもので取りあえずやり、それを今後広げていくと考えていくと、すり寄れないものに関しては削除しながらやっていくと、議論も早いかなと思っているんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○大嵩崎かおり議員 全体のところに関わる問題なんですけれども、最終的には一致するところをつくらざるを得ないと思うんですけども、ただ、この間の区内における一連の不正や汚職に対して、区民から厳しい目が向けられているわけですから、私はしっかりと厳しい内容でつくることが必要だと思っています。もちろんつくっておしまいということではなくて、必要に応じて見直しもしていくし、今後も内容を充実させていくというところは、異論はありませんけれども、ただ、何もない自治体での、議会での条例制定ということとは違うので、ある程度、必要な項目をしっかりと盛り込むという立場でやるべきだと、最終的に合意できないと、いつまでもやっているわけにもいきませんが、基本的には、私はそういうふうに思っています。

それで、今、どうしますか。それについて、意見言いますか、それとも……。

○山本香代子会長 どうぞ、どちらでも。御意見をどうぞ。

○大嵩崎かおり議員 今、道義的批判を受ける寄附等の自粛というところで、前回、政治資金規正法において規定されているから要らないと、必要ないということで、自参無さんだけなんですよね、これはバツが。あとは、みんなほかの会派は必要だという意見なんです。

それで、もちろん政治資金規正法において規定はされていると思うんですけども、例えば、問題のある企業、違法行為を犯した企業から献金を受け取るとかというのも

道義的、政治資金規正法上においては問題にならないかもしれませんが、政治的、道義的な批判を受けるものだと思うんですね。

だから、やはりそれについては、きちんと区の政治倫理条例にも規定をしておくことが必要だと思いますので、ぜひこれは、ぜひ入れていただきたい項目です。

○山本香代子会長　ほかに御意見ございますか。

まとまらないものに関しては、これは今後、またいろいろ変えていけばいいから、実際、今の段階で歩み寄り、折り合いがつかないものは削除してまとめてもいいんじゃないかという意見と、そうは言ってもこれは絶対必要だという意見と、また分かれておりまして、ただ一つ、やはりここで、政治的、道義的なのところが結構個人差があるんです、思いが。それを少し感じて、それをどういうふうに判断するかという難しさはあるかなと思うんですけども、そこら辺はどうお考えなんですか。変わりませんか。変わりませんか。どうぞ。

○大嵩崎かおり議員　例えば、旧統一教会の関連の報道もされてきたわけですけども、そうやって社会的に問題になっていること、政治的、道義的と、細かいところを言ったらいろいろあるかもしれないんですけども、やはり国民から、住民から批判を受けるような行為をしている企業や団体、存在そのものは法的に否定はされていない場合もあるかもしれませんが、統一教会は解散命令も出ていますけど、だから、そういった、まだ判断がついていない場合も、社会的な問題になっている企業からの献金ということはやめるべきだと思うんですね。なので、だから、これは入れるべきだと。

定義が曖昧だというふうには言われましたけども、やはり社会的問題になっているということが基本だと思います。

○山本香代子会長　ということで、多分これは折り合いつかないですね、今の段階です。5番の問題、今回6回目ですが、もう1回これ、もう1回、各会派考えていただいて、次回、それでもまとまらなかったときに、座長として判断をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長　これはそのように、5番はさせていただきます。

続きまして、8番の反社会的な団体等との関わりの禁止についてですが、こちらは何かこの間、変わったことはございませんか。ないですか。何か御意見、これ、先ほどの5番と似ております。自参無さんだけが反対と、こういった構図でございますが。なかなかこれも。どうぞ。

○大嵩崎かおり議員 これも同様だと思うんですけども、反社会的団体の定義というのが曖昧だということだと思うんですが、これも区民から見てどうかというところが重要でありますし、住民からの審査請求の人数とかにも関わってくる問題だと思いますが、ある程度、区民の中で、こういう反社会的な団体との関わりというのは問題だと判断をされれば、当然審査請求の対象にもなりますけれども、この条例全体が抑止力の役割を果たすわけですよ。

だから、やはりこういう一般的に反社会的団体だと判断されるようなところとの関わりというのは持つてはいけませんよということを、あらかじめ規定をしておく、抑止、私たち、そういうところとは関わらないんだという、そういう基準として、行動基準として定めておくというのは、私は大事だと思いますので、定義云々ということとは問題ではないと思います。

○山本香代子会長 ほかに御意見ございませんか。

こちら多分、これもなかなかまとまらない。今の今日の段階でまとまらないので、ただ、これも本当に先ほど申し上げたとおり、これはずっと同じことの繰り返しになってしまうので、今回6回目、どっちにしても、ある一方で、そうは言ってもなるべく早くつくらなきゃ、つくって明文化して区民の方々にお示しするという一つの目的もあるので、だらだらやるわけにはいかないんですが、これ、もう1回、次、第7回です。次までもう1回、もう1回考えてもらって、どちらの、丸の方もバツの方も、もう一度、もう一度考えていただきたいと思いますが、今日のところはそういう形でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 そうさせていただきます。

続きまして、10番、請負等の制限でございます。こちらバツから丸、丸から三角とか、そういうのはありませんか、各会派。ずっとバツと丸の戦いなんですけど、ど

こか、ここは歩み寄れるとか何か変わっていませんね。皆、硬直していますね。変わっていませんね。ということは、もう嫌ねということですね。またこれも、先ほどと同様に、皆さん、賛否は変わりませんか。てんで変わりませんか。先ほどと同様の取扱いにさせていただきます。

ラストチャンスは、次の第7回のときに、ある程度決めさせていただきたいと思えますので。

続きまして、11番、指定管理者の指定辞退について、こちらも変わりませんか。変わりませんね。では、こちらも同じように取扱いさせていただきます。

続きまして、13番、資産公開について。これがバツ、三角、丸と分かれています。ですが、いかがいたしましょうか。皆さんの御意見、どこか変わったところはありませんか。ないですか。方向性が多少示されたんですが、持ち帰りのところもございましたので、ぜひ。

○石川邦夫議員　うちに関して、資産公開に関しては、前回、もともと三角で、ここに書いてあるとおり、全議員が対象ではなく審査会が必要と認めた場合という形で、三角を入れるべきという形で行いましたが、現状としては、審査会でのそうした内容に関しては、そうしたものも求められる、こうしたものになっているので、わざわざ資産公開で出さなくても、審査会の様々な、必要な審査の中では、資産に対しても対象になる部分もあるので、審査会で必要と認めた場合は多分行っていくものと認識をするので、資産公開に関してはバツでも大丈夫ですという形で、これは前回、出ささせていただいたとおりでありますけども、そういった状況で、うちとしてはバツでも大丈夫ですというものです。

○さんのへあや議員　私も同じく前回の議論で、丸から三角に変えさせていただきました。審査請求があった際に資産公開が行われるというところで担保されるかなと考えておりますので、前回以降、同じ三角で。

○大嵩崎かおり議員　私は、やはり資産公開は必要だと思います。審査請求があったときということでは、やはりこれ、抑止力にはならないと思っています。常に住民の目があると、監視の目があるというところで抑止力が働くと思いますので、何もなければ公開しないというのでは、私はその役割が果たせないと思いますので、やはり資

産公開はきちんと盛り込んで、議員の政治倫理に対する透明性を確保していくと。お金の問題について、透明性を確保していくということが必要だと思います。それなので、審査会についても、常設で設置をすべきだと思います。

○山本香代子会長　ほかに。

ただ、資産公開することによって抑止力になるというのが、私、会長として、なかなかそこが、そうじゃないんじゃないかなという気がするんですが。

○大嵩崎かおり議員　区長の資産公開条例というのはあるんですよね。平成7年につくられております。だから、議員もそれと同様の内容で資産公開を義務づけるべきだと思っています。

やはり株だとかゴルフ会員権だとか、そういう資産、預金については、流動性のある普通預金を除いて、定期預金のみということになっていますけれども、お金に関わる問題、今回も注目をされているところなので、そういう透明性を確保するということ、その動きを、単年度では分からないかもしれませんが、経年的に見ていくことで見えてくるものもあると思いますし、これはやはり、さっきも言いましたけども、政治倫理条例自体、実際の運用というのは本当はあってはならないことで、やはり抑止力の側面が私は大きいと思っていますので、資産公開についてもきちんと条例の中に盛り込んで、不正防止ということに努めるべきだと思います。

○山本香代子会長　ただ一方で、資産公開したからといって不正が分かるという、その根拠というのはどういったところですか。

○大嵩崎かおり議員　それでお金の流れが分かるわけですよね。

○山本香代子会長　流れ。流れは分からないよね。銀行じゃないし。

○大嵩崎かおり議員　だからそこを監視することによって、経年的に見ていけば、お金の流れがある程度分かるということになるので、それ、実行力があるかどうかということをついたら、それは全部そうなわけですよ。分からなければ、区民が気がつかなければ請求できないということにもなりますし、やはりこれがあることによって、自分たちの行動を正していくという役割があるわけだから、資産公開というのは必要だと思います。

○古賀じょうじ議員　我々は必要ないという立場ではあるんですけども、抑止力効

果というところで、我々は、効果が実際あまりないだろうという立場をとっています。例えば、先ほどのゴルフ会員権とかも、すごく景気がよくなって、ゴルフ会員権の価値が倍になりましたと。それは景気がよくなって価値が上がっただけなので、それをもって不正があったと、すぐには疑うことはないと思うんですよね。

また、ほかの条例、条文ですか、条文のほうでしっかり抑止効果は効いていると思いますので、改めて、資産公開でプラスアルファをしていく必要はないんじゃないかと思っております。

○山本香代子会長　これはまともらないですか、今日も。大嵩崎議員の御意見も尊重したいところではございますけども、もう一度、これは、もう一度、この部分、資産公開について、また会派でもう1回、次までもう1回、もう1回練ってください。そのように、今日の段階では。大嵩崎議員、何かございますでしょうか。

○大嵩崎かおり議員　確認なんですけれども、そうすると、資産公開については、うち以外、みんなバツという認識でよろしいですか。

○山本香代子会長　丸の方は三角になって……。

○大嵩崎かおり議員　三角というのは、どういうことなのか分からないんですけど。

○さんのへあや議員　三角にした意義なんですけれども、私も当初、資産公開をすることによって、資産公開が前提になることによっての抑止力というところに期待をしていたんですけども、ただ一方で、政治倫理条例の制定の目的の一つが、区民の方に対して主体的に、区議会に対しての目を向けていただきたいという気持ちがありまして、区民の方が待っているだけで、年に一度資産公開が自動的にされるという状況が、果たして区民の方が積極的にそれを見ようとするきっかけになるのか、あるいは、資産を公開させることができます、何か気になることがあれば請求ができますという選択肢を与えることというのが、区民にとってのより積極的に関わろうとする姿勢を引き出すことができるのかなというところで、非常に迷っているところではあるんですけども、ただ、資産公開を審査会を通じてだったらできるという前提なのであれば、年に1回の資産公開を定期的にやっていくということは、今のところ必要ないんじゃないか、区民の自主性というところを引き出すためには必要ないんじゃないかと思っているゆえの三角です。

○山本香代子会長　　ということです。大嵩崎議員、何かありますか。ありません。

そういった今の御意見を、また新たに御意見をいただいたので、もう1回、もう1回、会派に持ち帰って再検討していただきたいと思います。

続きまして、14番、問責制度について。こちら、前回もいろいろ御意見をいただきましたけども、なかなかまとまらないので、再度、こういう形で出させていただきました。いかがでしょうか。

○大嵩崎かおり議員　　今回、新たな問題なんかもいろいろ出てきていますけれど、有料広告動画のネット配信の問題で、それはやはり、これなんかは政治倫理条例案件だと思うんですよね、条例があれば。そういった場合に、きちんと本人からも釈明する場を設ける。やらなければ、説明を求めるということはやはり必要だと思うんですよね。なので、やはり問責制度というのは設けるべきだと思います。

○山本香代子会長　　ということは変わらないということですね。三角ですけど。大嵩崎議員。

○大嵩崎かおり議員　　これは、ここに三角の場合の中身について書いてあるんですけども。

○山本香代子会長　　開催しなければならないと、そこね。

○大嵩崎かおり議員　　そうそう。起訴された場合は、もう起訴されているわけですから、求めることができるじゃなくて、開催しなければならないというふうにするべきだということと、それから、開催しない場合、区民が開催を請求できる、区民が開催を求めることができるという、そういう項目も盛り込むべきだということで三角なので、盛り込むこと自体に反対ということではありません。

○山本香代子会長　　この文言のところ、ほかに何か変わったことはありますか。ありませんね。これも、今日もまとまらないので、また、もう1回。ただ、次はえいやとやっていきたい、ある程度、方向性を出していきたいので。ですから、先ほど石川議員のほうから提案がありました、これ、まとまらないのは、今回入れ込まないで、それを1つのたたき台、次の、例えば、何か全部つくって減らすんじゃなくて、それを必要であれば入れていく、盛り込んでいくというようなこともありましたけども、それを踏まえて、第7回のときには、そこら辺を最終的に皆さんの御意見を、各会派

の御意見を、このまま歩み寄りができない、折り合いがつかないものに対しての、どうしたらいいかというところも、次回御意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。これで見直し案を取り合ってください。こちらは、資料2につきましては、次回、改めて協議をいただきたいと思います。

以上でこちらは終わります。

次に、資料1-1及び1-2の条例案と課題について、御意見をいただきたいと思ひます。

それでは、まず、資料1-1に基づいて、政治倫理基準に採用への関与を入れるかどうかと、名誉毀損行為を基準の一つとして入れるかどうかの2点について、まず、御意見を伺ひます。まず、最初に、資料1-1の2ページ目の(3)の採用への関与についての意見について、これについて、削除するか否かを各会派の御意見を改めていただきたいと思ひます。どうぞ。

○川北直人議員 削除で結構かと思ひます。

○吉田要議員 削除しなくてよいと思ひます。このままでいいと思ひます。

○石川邦夫議員 もともと、一番最初の勉強会の講師の先生から、職員の採用とか、こうしたものもやはり重要なことという案内もあったので、うちとしては入れたいという形で、当初は要望させていただきました。ですが、現実、公正な職務執行、こうしたものがうたわれている状況を考えていくと、そうしたものの中に含まれているのは確かであって、現状としては、公正な職務執行、こうした職員の採用も入れると、ほかのこともたくさんある中で、これだけ抽出してというのはどうかもあるので、うちとしては、削除で大丈夫だと思ひています。

○大嵩崎かおり議員 私たちも研修会で、先生がこういうことも駄目だと、職員の採用に関わることも駄目だということでおっしゃっていたので、入れる必要があるかなということで提案もさせていただいたんですが、公正な職務執行を妨げ、職権を不正に行使するということに含まれるので、私たちもこだわりません。削除しても構わないと思ひております。

○古賀じょうじ議員 我々も削除でいいと思ひます。先ほどおっしゃっていたように、前文のほうで十分カバーできるだろうと考えています。

○さんのへあや議員　私も削除で問題ないと考えております。

○山本香代子会長　そこで、吉田議員。

○吉田要議員　それほど強いこだわりがある一文でもないですので、大方の意見がそういうことであれば、削除で結構です。

○山本香代子会長　それでは、ここ、括弧書きの「また」から以下を、ここは削除するというように決定させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長　ありがとうございます。

続きまして、今度、5番と6番、最初は一緒にしたんだけど、分けたほうが良いという御意見があったので、それを反映させたものでございます。それぞれの御意見をいただければと思いますが、お願いいたします。

○川北直人議員　一番最初、たしか1つでいいんじゃないかというのは、会派から出た意見で申し上げた記憶があります。分けるということについては結構で、まず、5番の四角の中を、ハラスメントに、要するに集約するというので、四角書きを削除することについては、了承です。

一方で、(6)の中の「虚偽の事実を提示し」というところの、虚偽というのは、誰がどう判断するのかというのが、会派の中から出ていた意見として、また復活してしまうので、そこは問題が、当会派として残るかなと思っています。なので、6番のアンダーラインで、いわゆる名誉毀損のことをうたうことはよろしいとしても、虚偽の事実というのはどういうふう認定されていくのかというのが、会派の中の意見です。

以上です。

○吉田要議員　ありがとうございます。分けていただいたことによって、うちの会派の希望としてはかなえられておりますので、5の部分も削除しないまま、5、6、このままの形でお願いしたいと思います。

○山本香代子会長　5の括弧のところは削除だよな。

○吉田要議員　そうですね。

○山本香代子会長　2つに分けた形で。

○吉田要議員 分けた形で、この形でお願いしたいと思います。

○山本香代子会長 分かりました。

○石川邦夫議員 5と6に関しては、うちの会派から一緒でもいいんじゃないかという提案をさせていただいたんですけども、様々な江東区の政治不信のこうした状況を考えていくと、特にSNSに関わる、こうしたものはやはり大きな重要な部分にもなってきますので、5と6に関しては、分けた分に関しては一応了承させていただきますので、5番を削除し、6番を追加ということで、おおむね了承という形です。

○大嵩崎かおり議員 私たちもこれで、分けるなら分けるでいいと思います。

それで、今の虚偽の件なんですけども、これは一般的だと思うんですよ。名誉毀損罪とか信用毀損だとか誹謗中傷だとか、いろいろ今SNSに関する問題というのは社会問題にもなっていますけれども、私も調べてみたんですけども、名誉毀損というのは、事実か事実でないかは関係ないということなんです。信用毀損というのは、虚偽の風説の流布、偽計を用いるということで、侮辱罪というのは具体的事実を示さず、多数の前で侮辱するとか、誹謗中傷というのは、人格や名誉をおとしめたり傷つける行為で、悪口や根拠のないということなんですよね。

名誉毀損の場合に当たらない場合も、報道機関が事実の公共性があるとか、目的の公益性があるとか、重要な部分においては真実性があるとか、いろいろ法的に言えば、これは、きちんとどういう場合が当たるのか当たらないのかということ、もちろんそれが事実なのか、事実でないのかということ、争いになる部分もあるかと思うんですけども、それについては審査会の中で、それは虚偽ではないということをしつかりと審査すればいいわけで、明らかに事実でないことが問題になるわけなので、そこはそんなに、それが、定義が不明だということ、それは問題ではないと思います。

○古賀じょうじ議員 まず、5のほうは四角は削除でいいと思います。

また、6のほうは、この追加の方向でいいと思います。

5の四角は削除しても6のほうでカバーできているので、それで十分足りるだろうと考えます。

○山本香代子会長 ほかによろしいですか。これは分かれる。さんのへ議員、どうぞ。

○さんのへあや議員 5番の四角の中は削除で、6番は追加で問題ないと思うんです

が、先ほど大嵩崎議員が発言されていた、虚偽の事実とは何かというのを審査会が判断するというのは、私は危ういのではないのかなと思っておりまして、客観的な事実関係のファクトチェックを行うというところを、果たして審査会、構成されている方がどういう方かというのによりますけれども、その判断に委ねていいのかという難しい問題はあるので、そういうところは、正直、司法の判断というところになってくるのかなと思ってはおります。なので、虚偽の事実というところをあえて書くことによって、そこを論点にされてしまうと、本当に趣旨とは離れてしまうおそれがあるんじゃないかなというところで、もう一度、「虚偽の事実を提示し」という文言に関しては、確認、持ち帰らせていただきたいと思っております。

○山本香代子会長　うそかまことか、誰が決めるかというところですね。今、大方、まず、一つ整理すると、5番のほうの四角の括弧書きは削除ということで皆さん了承ですね。

今のところは、6番のところの、「虚偽の事実を提示し」という部分のところをもう1回、そこを、どうぞ。

○大嵩崎かおり議員　そうすると、じゃあ誹謗中傷って何なのかという定義だとか、この項目全体がどうなのかということになってきてしまうわけですね。

ただ、さっきお話ししたように、名誉毀損となると、事実か事実でないかというのは関係なくなるんですけども、信用毀損だとか侮辱罪だとか誹謗中傷というのは、明らかに根拠のない、根拠を示さないことによって、名誉を毀損するということになるわけなので、だから、やはり、そこを審査会でも判断するのは危ういという、審査会の役割というのは、それが事実かどうかというのを認定する役割があるわけだから、そうなる、全てのところで根拠が崩れてきてしまうんじゃないかなと私は思っているんですね。

定義は受け取る人によって違うというのは、それは確かに問題はあると思いますので、その辺の認識も一致させながら、つくったほうがいいかなとは思っています。

○山本香代子会長　では、どうしましょう。どうしましょう、困りました。とにかく、まず、5番はオーケー。6番のそのところ、ここの部分を、じゃあ文章を具体的にどうしたらいい、悩んでしまう。じゃあ5番はオーケーで、6のここの部分を少し会

派に持ち帰って、もう1回練ってください。これは何か次、分かれているけど、どうしましょう。

(「いやいや、言葉の定義だからしっかりやろう」と呼ぶ者あり)

そうなんだけど、5番はこのまま、6番のそのところの部分、虚偽の事実のところの部分、例えばこういう言葉だったらいいんじゃないかというのが、そういうところを今度、具体で考えてきていただけますか。各会派で、いいですか。すみませんけど、よろしく願いいたします。

(「もしくは、ここだけ削除」の声あり)

それも含めた、そういった御意見もあるけど、一応、もう1回、これに代わるすごく優れた言葉が出てくるかもしれないし。どうぞ。

○大嵩崎かおり議員　あとは法律の解釈とか、そういうところも参考にしながらやったらいいかなとは思いますが。

○山本香代子会長　みんな司法の力を借りて。じゃあ、いいですか。そういう形で、5番はこれで行く。6番は、そのところをもう1回練ってくるということで、よろしく願います。

それでは、資料1-1については、これで終了いたしまして、そのほかのところを見ていただくと分かるんですが、1-2ね。1-2の資料をもって、いろいろ項目について、順次御意見を伺いたいと思います。まず、資料1-2を出してください。

これはいろいろ数字であるとか、どうするかというところを決めていかなきゃいけないところになります。

まず、1番目の兼業の報告義務、これはページでいうと、1-1の2ページの第6条の(1)のところでございます。ここをまず、各会派の御意見を伺いたいと思います。

○川北直人議員　従前と変わりません。基本的に兼業の報告義務を入れることによる事前の様々な抑止力というか、そういうところに働きがあるというところでは、入れる意義はあると思っておりますが、一方で、収益事業を営む法人としては、区との関わりのある企業と限定しておくべきだと思っております。

○吉田要議員　兼業の報告義務に関しては、請求時に開示でよろしいかと思っております。1-2のほうの、今。

○山本香代子会長 6条の(1)。主として収益事業を営む法人等というところ、これを区に対してはということです。

○吉田要議員 失礼しました。収益事業を営む法人は、区に対し、請負する法人等とするか。限定を、いろいろな意見が出ていたんですけど、限定するでいいという意見が多かったので、ごめんなさい、「限定する」で従来どおりで、区に対しての請負をする法人を、区に対して限定でいい。

○石川邦夫議員 うちの会派としては、主として収益事業を営む法人、また、区と関わりない企業との役員となった場合も報告対象としてほしいという意見があるんですけども、とは言え、先ほどの資料2の理論と一緒に、最初から広げるよりは狭めて、今後広げていく形で考えていくと、なかなかこれもまとまらない状況を考えていきますと、限定でもいいかなと、取りあえずは。

ただ、今後、一応策定をした後の、改定の様々な議論も含めて、今回は、うちとしては、できれば、様々な収益事業、さらには区と関わりがなくても、報告義務はつけてほしいんですけども、やむを得ず、こうした限定に関しては、賛成はできます。

○大嵩崎かおり議員 ここは、収益事業を営む法人等でいいと思うんですけども、ただ、前回も意見を言いましたけれども、他区であったとしても、何らかの法人等の役員・顧問になっている場合には、報告義務を課すべきだと思います。

いつ区の仕事をとるか分からない状況で、その都度、一々やるということのほうが私は煩雑になると思いますし、区に関わる、区議会議員として、区に権力を行使して不当な働きかけだとか、特定の企業に対する便宜を図ったりとかというところが問題ではあると思うんですけども、逆に何で区外の場合、そんなに必要ないという主張をなさるのかというのがよく分かりません。

○古賀じょうじ議員 我々は「限定する」でいいと思います。

○さんのへあや議員 私は限定すべきではなく、主として収益事業を営む法人であれば、全て申請、報告されるべきだと思います。考えにくいというか、私の想像の中で議員同士が区をまたいで何か結託をして、お互いの収益法人になったときに、全く問題が追及できないとか、全くそういうことが起こり得る状況にならないようにするためにも、主として収益事業を営んでいれば全て報告してくださいというほうが、私は

明確だと思います。

○山本香代子会長　なるほど。ということは、これ限定するのが4会派、駄目、やはり全部対象にするべきだという2会派でございます。ということは、今日折り合いがつかないですね。すみません、また、これももう1回、気持ちが変わるかもしれないから、もう1回、各会派で話してきてください。また次は、少しそう言いながらも詰めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次。それで、これ、次というか、そのときの区民の閲覧方法をどうするかということもあるので、それをお聞かせください。

○川北直人議員　請求時に開示で結構かと思います。

○吉田要議員　請求時に開示で結構です。

○石川邦夫議員　私も請求時に開示で大丈夫です。

○大嵩崎かおり議員　請求時に開示というのは、今、区長の資産公開条例も、総務課に請求をして、それで閲覧できるというようになっているんですけども、それと同様ということでもいいのかどうか。請求時に開示というのと、常時開示というのを、この違いを、まず、ちょっと。

○事務局次長　報告書の閲覧方法についても、最終的に御確認いただくかなと思っているんですけども、事務局のあくまでたたき台の案としましては、やはり区民から請求があった場合には、議長が指定する場所で勤務時間中に閲覧していただくという形での取扱いでどうかと考えておりますので、どこに保管するかというのは別として、特に何かいらっしゃったタイミングで、いわゆる閲覧に、請求を出していただいて閲覧に付すといった形の取扱いでどうかと考えてございます。

○大嵩崎かおり議員　そうしましたら、請求時に開示でよいかと思います。

○古賀じょうじ議員　請求時に開示でお願いいたします。

○さんのへあや議員　請求時に開示で賛成いたします。

○山本香代子会長　全会一致になりましたので、まず、前段を、もう1回。区民の閲覧方法は請求時に開示ということに決定をさせていただきたいと思います。

続きまして、住民、議員の調査請求、考慮人数とかはまだあれですね。いろいろありますね。どうぞ。再度、改めて、お願いします。

○大嵩崎かおり議員　これも何か基準があるわけでないので、大変、どうするのかというところ、判断に迷うところなんですけれども、私たちは50分の1ということで、提案をさせていただきました。これ、ただ、50分の1ですと、有権者の50分の1というところ、8,000人になっちゃうんですね。これはあまりにも多いただろうと、改めて会派の中でも議論をいたしました。

一方で、1人から50人というのも当初、出ていたかと思うんですが、これはやはり少な過ぎると思います。ある程度の区民が、これは問題だと考えていることが必要だと思いますので、墨田で定めているような1,000人、もしくは自参無さんの2,000人程度でも、私は、うちの会派ではいいのではないかと考えています。

○さんのへあや議員　私は住民の調査請求については、やはり1人以上で可能としてほしいというところでは考えは変わりなくて、住民監査請求と同じで、1人からおかしいと思ったことに請求権があると、そもそもの請求権があると。

ただ、それを受理されるかどうかのハードルというところをしっかりと審査していただくというところで、審査をする、申出をするというところのハードルはなるべく低くしたいという思いから、1人で問題ないと思います。

○石川邦夫議員　我が会派としては、今までも言ってきた、ここにある100人という、こうしたものを上げさせていただいています。

1,000人、2,000人、ある程度、区民のというのがありましたけども、こうした人たちに、例えば署名なりとか、いろいろ集めていくのも結構な手間がかかる中では、個人的には100人でもかなりの手間がかかる。お一人ですと、先ほど言った審査を受けるかどうかの、受理するかどうかのハードルをというのにはありましたけども、乱立とか興味本位とか、そうしたのを考えていくと、多少、こうして苦労を重ねても、それでも請求をしたいということで考えていくと、1,000人はかなりハードルが、結構大変な部分もあるので、100人ぐらいからのこうした署名なりを頂ければ、現実、受理ができる形のほうが、ある程度興味も持ちやすい、または、こうした請求もしやすいものとしては、100人ぐらいがいいのではないかと考えています。

○吉田要議員　うちも50分の1という数字を示していたんですけど、今、意見があったように、やはりハードルの高さ、それから少なすぎる場合の乱発というのを考慮は

していたんですが、やはり人口の多い我が区においての本当に適正な数値というのがどこかという根拠が、明確なものを必ずしも強く持っているわけではなく、50分の1のハードルというのは高いものと考えたら、今、出ている数字では、2,000というような数字でもいいのではないかと、少し会派の数字としては下げてもいいというような状況でございます。

○古賀じょうじ議員　我々はハードルが高くては低くてもよくないだろうということで、今4つある中では、100人がいいんじゃないかなと考えています。ただ、明確な算定基準とかを持ち合わせているわけではないので、皆さんの御意見が集約するところがあれば、そこに従いたいなと思っています。

○山本香代子会長　これまた、すごくばらけていますよ。これ、まとめて、1から2,000まで幅広がっていますので。どうぞ。

○川北直人議員　住民監査請求が出された後、審査会で受理するかしないかの議論がなされるということで、よかったでしょうか。ちょっと確認で、流れを。

○事務局次長　我々も、この条例に合わせて規定のほうの整備も必要かなと思っています。まして、例えば条例の施行規程の中で、やはりそういった調査請求の却下に関わる要件とかというのも定めている自治体もございますので、そういったところも参考に皆さんにお示しして、最終的に御確認いただく必要があるかなと思っています。その中で、例えば具体例を言うと、例えば議長が別に定める要件は、例えば却下しますという内容で、例えば政治倫理基準に違反する行為に係る事項ではないときであるとか、あるいは現に議員でない者の事項のときであるとか、あるいはもう既に、その事案について、審査会に付託されて審査が終わっている場合であるとか、あとは例えば法に基づき監査委員等が監査、審査を行っている事項であるとか、そういったところを定義づけしている区もございます。

なので、この辺をいわゆる却下の要件に定めて、そこの最終的に、こちらは議長が特に必要と認める場合という形の規定になっていますが、そういった部分の規定を設けながら、その事案について、審査会にいわゆる付託するのかどうかという判断をされていくものだと考えています。

○川北直人議員　さんのへ議員のおっしゃっていることはすごく、入り口は低くして、

実際、本当にそういう倫理に抵触するようなことがあった場合には、審査会を開いていきたいと思いますという、その審査会に入るハードルは高く持ちますよというところが、どういうふうに担保されるのかというのが多分ポイントになって、我々は常に推定無罪を原則として、この間、様々な問題に対応しています。

ところが、例えば今日、今騒がれていることが世に出たときに、1人でもこれを出せる。でも、世の中の的に、いや、あれは黒なんじゃないかというような雰囲気になったとしても、最終的には司法の判断というのがやはり重要になるんだと思うんですね。

そう考えると、今度、条例に盛り込む量とか幅も、これは再度議論しなきゃいけないようになってくると思いますし、私たちはなるべく限定的で、法の判断によるものは法の判断に委ねておく必要があるというのは、そうしたところから主張させていただいているので、とはいえ、まだ、例えば寄附のこととか決まっていますが、1人でもというところを、入り口を狭めることで、今後どんどん出てくるであろうものを、どういう基準で上に上げる、審査にかけるか、かけないかの判断が余計難しくなるんじゃないかなと思っていますので、例えば、今、出ている2,000人から100人の、この間のところで次回まとめられたら、もうこれは絶対入れなきゃいけない、項目として入れなきゃいけないことだと思うので、進むのかなと思っています。100人から2,000人の間の中で、とればいいのかと思います。

以上です。

○山本香代子会長　　ということで、これの人数の問題は絶対ここで決めなきゃいけないので、そういった中で、また、改めてですかね。人数は幅広いけども、決めさせていただく。次回ね。また、今いろいろ御意見をいただきました。また、もう1回、第7回目のときに、これこれしかじか、今日、人数を言っていただきましたけど、また、もし変わるようなことがありましたら、次回、御意見として言っていただいて、それでまとめられたらまとめていきたいなと思いますので、こちらはこれで終わります。

今度、これはそうして請求期限を設けるか、設けないかという場合がありますが、これはどういたしましょう。請求期限を設ける場合と、全く期限なしという場合と、1年がいい、任期中の4年がいい、在任期間全部といろいろあるんですが。

○大嵩崎かおり議員 住民監査請求は会計の問題なので、1年ということで定められていると思うんですけども、政治倫理に関することは、1年たってしまえば不問に付されるというのでは、あまりにも短過ぎると思いますし、やはり任期中、私たちとしては、議員の職にある間は、ある程度、過去の問題でも問われるべきものは問われるということが必要ではないかと思うので、期限は、職にある間は、期限は定めないということにすべきだと思います。

○山本香代子会長 ほかは何か変わりますか、何か意見、新たに。1年、4年という御意見を伺うと書いてあるんですが。

○古賀じょうじ議員 我々は在任期間を希望します。例えば、何か事件があって、マスコミがずっと報道を続けているのに、我々は1年縛りがあるから、この条例を適用して調査、諮問等ができないというのは、区民の目線から見るとかなり稚拙ではないかなと思います。そういった意味合いでも在任期間中はできるという形を望みます。

○山本香代子会長 期限なし、在任期間の両方ある。

○吉田要議員 うちの会派は当初、1年で言わせていただいていたんですが、今、大嵩崎議員の御意見なんかも伺って、確かにやはりおっしゃるところの、区民の皆さんからどう見られているかというところは大変重要で、今、古賀議員が言われたように、1年過ぎたからこれはもう不問でいいですよというような話でもないかなと思うと、在任期間というような幅を持たせたもののほうが、政治倫理としては適切なのではないかということで、在任期間というふうにさせていただきたいと思います。

○川北直人議員 一つ確認させてください。これは、例えば年数でいったときというのは、どこを起算して、1年なのか4年なのかというのは、何か今、定まっていたんです。確認させてください。

○事務局次長 特に定まっていませんが、たしか一つ自治体として、すみません、今の条例案でいうと、起算日は請求があった日となりますので、ごめんなさい、請求に係る行為のあった日の翌日から起算して何年という書き方なので、もしもこの条文に当てはめるとなると、請求に係る行為のあった日の翌日から起算して4年という形になろうかと思います。

ただ、こちらの部分については、特にこれは条例のたたき台になりますので、起算

日の考え方については、改めて条例の中でお示しすれば、そこから何年といった形で、そこは起算日として設けることができるかと考えております。

○川北直人議員　例えばですよ、例えば、我が会派はまだ盛り込まないでと言っていますけど、反社の方々と関わりを持った、本人は知らなくても、相手がたまたま反社だった。その日が今日だったとしますよね。1年過ぎて、例えば1年と決めていたら、来年の明日の日にそれはもう請求できませんよということになるということでもいいのかどうか。

○事務局次長　このたたき台の条文の文言に当てはめれば、そういう理解になるかと考えております。

○川北直人議員　分かりました。そうすると、在任期間というのはあくまで、この任期中の出来事であれば、この任期中の出来事ということになるということなのかということと、大嵩崎議員おっしゃる、期限なしということは、この任期中であろうと、また、任期が変わって、現職議員として再選をしていけば、永久的にそうなるのかということところを、その確認をさせてください。

○事務局次長　そちらもお決めいただければと思いますが、基本的に在任、多分、大嵩崎議員の言われている在任期間というのは、議員の身分を有している間ということのお話でしたので、そうなりますと、再選後以降、議員の身分を保持している期間をずっと調査請求に充てるべきといった御意見かと考えております。

以上でございます。

○山本香代子会長　もう一回。今、整理すると、そのニュアンスがまた変わってくる。じゃあ、もう1回。今、次長の、今、いいですか。どうぞ。

○川北直人議員　今、在任期間でもいいんじゃないかというのが、大嵩崎議員と吉田議員と古賀議員だと思うんですけど、その在任期間というのは、今の任期だったらこの任期なのか、議員としての身分が続くのであれば再選後も戻るのか、その辺のところの御意見を。

○大嵩崎かおり議員　4年たって、また再選されても議員でいる限り、やはり問われるべき問題だと思うんですけども、もしくは、例えば区民が知ったときから1年以内に審査請求をすれば、そういうのであれば、その行為があった日から1年となっ

たら、それが分からなければ、過ぎちゃう可能性もあるわけですね。だから、最低でも、期限を定めるとしても、区民の方が知ったときから1年とする。それで、在任期間中は問われると、いつでも問われると。

だから4年たっちゃったら、もうそれで、そこで区切りというのではなくて、再選していれば、そこで問われるというふうにするべき、最低でもすべきだと思います。

○古賀じょうじ議員　先ほど私が申した趣旨からいくと、今おっしゃったような、知ってから1年というのも適切ですし、一方、在任期間の意味合いというのは、在職中という意味合いで使わせていただきます。だから4年以上ということですね。

○山本香代子会長　いいですか。これ、難しいね。

○徳永雅博副会長　皆さんが今議論している内容は期間の問題なんだけど、この文章を見ると、住民・議員の調査請求は、当該請求に係る行為のあった日の翌日から起算して、例えば1年を経過したときはすることができないとか4年とかとなるんだけど、ただし書があるんですよ。ただし、正当な理由があると認めるときはこの限りではないと。つまり、何かが必要であれば、どんな期間であってもそれは請求できるということのただし書があるので、しかし、どこかでやはり区切りをしとかないと、ずっと延々と続くのかというイメージよりも、僕ははじめがあって、ただし、必要と認められるときはその限りではないと。このただし書で、僕はカバーできるんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

だから、例えば墨田とか新宿は1年という期限を設けているわけですよ。北区は期限がないのもあるけども。僕はそこで整理できるんじゃないかと思うんですけど。

○石川邦夫議員　うちもそういった考えでいくと、当該請求に係る行為のあった日の翌日から起算していく中で考えていくと、個人的には1年でもいいかなと思っています。例えば、何年かたって発覚した場合でも、発覚した日から1年となっていれば当然できるわけであって、多分大きなことであれば、すぐいろいろな、マスコミ等でやはり出てきたりもしますし、現状としては、それが分からなかった場合でも、分かった日から1年とかという形であれば、期限が切っていけるかなと。

先ほど言った在任期間中とか、4年とかでも延々と、やはり何年たってからも、でも、そうしたのが何年たってどうかというのも現実、時間がたって、それが本当に意

味があるのかとか、そうしたものを考えていくと、これは調査請求ができる期限ということで考えていくと、調査請求をして、それが1年ぎりぎりでは何とかできて、そこから調査をするわけであるのを考えていくと、現状としては、無理して長くして、簡単に言えば、過去のあれとかも全てどうかということになったりとかと考えていくと、先ほど副議長が言った墨田区、新宿区の1年の請求期限という形であれば、そんなに長く持たなくても、1年ということで大丈夫かなと思います。

○山本香代子会長 知った日からということですかね。そのことを知った日から。

これ、今いろいろ意見いただいた中で、こうだったんだ、ああだったんだ、多分、今改めて、意味合いがまた分かってきたと思うので、これは先ほど同様、人数と同様に、これはもう1回、会派に持ち帰って、今の御意見をいろいろ参考にさせていただいて、再度、御意見をいただきたいと思います。

以上でこれを終わります。

すみません。もうお昼の時間が過ぎておりますが、これ、終わるまでやってしまいたいと思います。御協力をお願いいたします。

次に、政治倫理審査会について、審査会委員の人数、構成の決定方法をどうするか。

○川北直人議員 前回述べたとおりです。

○吉田要議員 議員を除くでいいかと思います。

○山本香代子会長 議員を除くですね。ほかは。

○さんのへあや議員 議員を除くで。

○古賀じょうじ議員 区民有権者が半数以上。

○山本香代子会長 議員は。

○古賀じょうじ議員 ですから、議員は半数以下ということですね。

○山本香代子会長 議員は半数以下で、除かないのね。

○古賀じょうじ議員 除きはしないです。

○山本香代子会長 分かりました。

○石川邦夫議員 臨時か、あとは定期的なものでも大きく変わってくるんですけども、人員を、人選をしていくものも、かなり御苦労かけたりとか、現実、例えば臨時であれば、誰を選定するのかとか、様々な苦労を考えていくと、現実、やはり議員も、半

数以下ではなくても2人とか、そうしたもののとか、あと各会派の代表とか、少し議員は入って、人選のそうした苦労を考えていくと、多少必要かなと思っています。

こうした中で、専門的な方とか区民の方とかも合わせていけるといいかなと。ただ、どこまで人数がそろえられるとか、審査会を開くときに開催に来てくれるかどうかと考えていくと、ほかのところでもやっている10人以内とか、そうした形の選定で行っていければいいかなと思っています。

○大嵩崎かおり議員　私たちは、やはり議員は除くということで、審査会は構成するべきだと思います。

自分たちに関わる問題を自分たちで議論するということになるわけで、議員をメンバーにしないで、客観的に判断をしていただくということが必要だと思います。

○山本香代子会長　こちらも真っ二つに分かれますので、これだとそうすると、これに関わってくると、臨時型なのか常設型も全部含めて、なかなかこれは一つにまとめられないのかなと思いますが、常設か臨時というのも、この間、まだですね。そこはどうですか、お考え、いろいろ全体的にもあるけど、常設か臨時か。

○川北直人議員　臨時で結構です。

○吉田要議員　臨時で。

○石川邦夫議員　会派では、現実、常設のほうがいいのではないかと。しょっちゅう開くわけではなく、2年間とかで現実、審査会が開かれれば、会議が開催されるんですけども、調査請求がなかった場合は何も無い。そうすると、1度も会議がない形になるので、2年に一度ぐらい顔合わせなど、その中に人選も含めていくと、現状としては常設型のほうがいいかなと思っています。

ただ、臨時型は嫌だということではありません。

○山本香代子会長　ということは、常設を希望しているけども、歩み寄る余地はあるという認識でよろしいですか。

○大嵩崎かおり議員　これは資産公開とセットで常設にすべきだと思います。

○古賀じょうじ議員　臨時です。

○さんのへあや議員　私も資産公開をするのかどうか、請求があつてからするのかどうかによって、常設か臨時かを定めるべきだと思うので、今そちらで三角を出させて

いただいているので、どちらでもです。すみません。

○山本香代子会長　　ということで、微妙に、それで大体、もう結構何回も、6回目ですから、だんだん意見も、譲れるところと譲れないところがはっきり分かってきたので、今日のところは、また第7回で、ある程度、固めていきたいと思います。

そうしますと、今度、審査期日の60日、90日のほうも、またばらけますかね。どうぞ、もう1回。どうぞ。60日、90日。一応、決まる、今日のところは、えいやで。

○大嵩崎かおり議員　　60日として、ただし、正当な理由が認められるときはこの限りではないという規定があるので、60日でもいいのではないかと、私たちは判断をしています。

ただ、そこで正当な理由が認められるときの、じゃあ、いつまでなのかというところが、60日、正当な理由があるときには、さらに何日という形で定めたほうがいいのかと思います。

○山本香代子会長　　60日に対して、どうですか、皆さん。よろしければ、まず、60日で決めて、それで延長できるというようなところの部分を盛り込みながらという形でいいですか。そういった形でまとめさせていただきたいと思います。

続きまして、今度、審査会の審議を公開するかどうかということです。非公開、原則非公開、原則公開、3択です。お願いします。どうぞ。

○川北直人議員　　原則非公開。

○吉田要議員　　原則非公開。

○石川邦夫議員　　原則非公開。

○大嵩崎かおり議員　　原則公開で、非公開にできる。

○古賀じょうじ議員　　原則非公開。

○さんのへあや議員　　原則公開で、内容によっては非公開にもできる。

○山本香代子会長　　4会派と2会派と、この原則非公開が4会派、原則公開だけでも非公開にもできるというところですか。というわけで、もうまとめたいけど、まとまらないな。

○大嵩崎かおり議員　　いや、原則非公開だけど、公開にできるというのは、どういうものを、じゃあ公開にするんですかと聞きたいんですけど。

○山本香代子会長　　そういったこともある。でも実際、そういったことで分かっているんですけど。これ、ちょっと微妙だな、これも。それでは、もう1回、やらせてください。これ、どっちの意味合いもとれますので、原則非公開、原則公開だけど、そんなうーんとうなるぐらいですので、なかなか微妙に。まとめていただく方いますか。

○大嵩崎かおり議員　　だから原則公開にしておいたほうがいいと思うんですよね。それで、プライバシーに関わる問題は審査会の中で非公開にできるわけだから、そこはあまり問題ではないと私は判断します。

○山本香代子会長　　それに対して、すみません。うーんとなって、それから意見がなくてまとまらないので、またこれも次回に持ち越させていただきたいと思います。

　　ここは、政治倫理審査会はこれで終わります。

　　次、最後です。議会の措置について。どうですか。条例明記か規定明記か明記しない、この3択。

○大嵩崎かおり議員　　区民に分かりやすい形では、条例に明記すべきじゃないかという意見も申し上げてきたんですけども、条例の構成をどうするかというところがあると思うんですよ。

　　条例自体は極めて簡潔明瞭な形にしておいて、規則のほうで定めるというやり方もあると思いますし、それから、規則で定めたほうが柔軟性があるということにもなるので、条例のほうは極めて簡潔にして、規則のほうで細かなところを含めて定めるという、どちらにするかということだと思います。

○山本香代子会長　　どうですか、それは。その意見は賛同できませんか。どうですか。

○石川邦夫議員　　規定の明記も、現状としては、どうしても嫌だということではないんですけども、他区で規定を行っていると、具体的な、とありますけども、具体的に細かく何がと考えていくと、括弧書きにあるこうしたものがあるだけで考えていくと、現実、墨田区とかでは、条例に明記していることを考えていくと、条例に明記でも問題はないかなと思っておりまして、墨田区のこうした細かいところを入れるものはありませんけども、現実条例に明記しても、そんなには問題ないかなと。

　　それ以上、例えば細かくいろいろなものをもっと出すというのであれば、規定の明記でもいいかなと思うんですけども、現状としては、一番、議員辞職勧告の重いもの

からと考えていくと、そんな幾つしかないものですから、条例に明記でも問題ないかなと思っています。

○山本香代子会長　これは措置の種類も、これは別にこれで決まりじゃないので、どうするかということもひっくるめて、どうでしょう。条例に明記するか、条例は。聞いてください。言ってください。どうぞ。

○川北直人議員　会派のほうからは、これは条例に明記すべきでないというところで、たしか私、発言をしてきていると思います。現段階で、条例明記という一番高いところに持っていくのは、理解をまだ取ってきていませんので、持ち帰らせていただいてよろしいでしょうか。

○古賀じょうじ議員　私も前回、規程に明記されれば大丈夫と申し伝えました。ただ、条例明記ですか、もしその意見が多いようであればそちらでも構いません。

○吉田要議員　うちも規程明記で言っていたんですけど、今、石川議員おっしゃられたように、このボリューム感であれば、条例明記でもいいんじゃないかというところで、そんなに強く、どちらでもいいというのが。

○山本香代子会長　より歩み寄れるという話ですね。

○吉田要議員　歩み寄れる。

○さんのへあや議員　私も歩み寄れます。どれでもいいかなと。ただ、明記しないほうが、都度しっかりと話し合われた結果がこの措置ですというところで、前段の部分をしっかりと区民の方に御理解いただけるようにお伝えすることができるのかなという意味では、あえて明記しなくてもいいのかなという思いです。

○山本香代子会長　ということは皆さんあれですが、一会派、持ち帰りという御意見があったので、次回にまとめさせていただければと思います。

これで取りあえず、本日出た意見で、意見の異なる項目や決めていく必要がある課題については改めて協議いたしますが、次回は一定の方向性を出していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎協議事項 2 その他

○山本香代子会長　最後に、協議事項 2 「その他」を議題といたします。

皆様から何かありますか。もうくたくたですね。ありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本香代子会長 では、以上で本件を終了いたします。

事務局から何かありましたらどうぞ。

○事務局次長 長時間にわたり御議論ありがとうございました。

次回の検討会ですが、1月の25日木曜日、午後1時から予定をさせていただきたい
と思いますので、どうぞよろしく願いいたします。1月25日木曜日、午後1時から開
催予定でございます。

以上でございます。

○山本香代子会長 それでは、本日の検討会を終了いたします。お疲れさまでござい
ました。

午後0時27分 閉会